

社債発行趣意書

後藤英貴 様

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は弊社に格別のご愛顧を賜り、有り難くお礼申し上げます。

さて、このたび東洋建設ホーム株式会社では、別紙募集要項にもとづき社債を発行することになりました。

社債発行により得られる資金は、東洋建設ホーム株式会社の不動産購入資金として、有効に活用させていただくことを確約いたします。

つきましては、日頃より懇意を賜っております方々のご協力を仰ぎたく、ご案内かたがたお願い申し上げます。

謹白

令和 〇 年 〇 月 〇 日

東洋建設ホーム株式会社

代表取締役 平山 利一

社債申込受付票

後藤英貴 殿

東洋建設ホーム株式会社 第10回少人数私募債

100万円（2,5口）

上記社債のお申し込みを受付けました。

令和7年2月22日

東洋建設ホーム株式会社

印

社債申込証

東洋建設ホーム株式会社 御中

第 10回 少人数私募債

社債の金額 100万円 (3.5 口)

社債利息受取口座

みずほ 銀行 名古屋 支店

普通預金 口座番号 1429123
口座名義 後藤 英貴

別紙第10回少人数私募債募集要項及び裏面記載事項承認の上、申し込み致します。

令和 6 年 2 月 22 日

住所 愛知県春日井市牛久保町2176-7 新栄ビル 207

申込人氏名

後藤 英貴



※修正箇所：「申込証拠金」欄を削除しました（他書類に合わせて統一）。

募集決定通知書

後藤英貴 殿

今般弊社の第10回少人数私募債にご応募いただきまして、ありがとうございます。

お申込証にご記載の下記お申込金額のとおり決定させていただきましたので、令和8年4月30日（午後3時）までに、下記金融機関口座にお振込みくださいますようお願い致します。

※現金での受付も可能です。

記

社債の金額 100万円（3.5口）

申込証拠金 348万円

振込口座 楽天銀行 第三営業支店 普通 7447772

口座名義人 東洋建設ホーム株式会社

令和8年7月22日

東洋建設ホーム株式会社

印

社債発行に関する記載事項

1. 商号 東洋建設ホーム株式会社
2. 社債の総額 金 4900 万円
3. 社債の種類 無担保利付少人数私募債（ただし、債券不発行）
4. 社債の金額 金 100 万円の 1 種とする。
5. 社債の利率 年利 4.4%
6. 社債の発行価額 額面どおり
7. 社債償還の方法および期限
 - (1) 元金は令和 11 年 4 月 30 日にその金額を償還する。ただし、社債発行日より 10 ヶ月経過以降いつでも、本社債の全部または一部を繰上償還することができ、当社は買入消却することができる。
 - (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
8. 利息の支払方法および期限
 - (1) 利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、1 月 31 日に経過分を支払う。ただし、1 カ月に満たないときは、日割計算とする。
 - (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前日にこれを繰り上げる。
 - (3) 償還期日後は利息をつけない。
9. 実際の社債応募金額が募集金額に達しない場合でも、実際の応募額を社債の総額とする。
10. 代表者を定めれば、何人でも 1 口の社債を共有することができる。

収入

印紙

(200 円)

社債申込金預り証

後藤英貴 殿

このたび、令和 8 年 2 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの間に、楽
天銀行第三営業支店に社債申込金額をお振込いただき、誠にありがとう
ございました。(または現金にて受領)

社債発行日 令和 8 年 5 月 1 日

社債券 100 万円券 3,5 口

満期償還日 令和 11 年 4 月 30 日

令和 8 年 2 月 22 日

東洋建設ホーム株式会社

印

取引のリスク等に関する確認書 兼 反社会勢力でないことの確約書
(個人のお客様用・法人のお客様用)

1. 取引のリスク等に関する確認

私（当社）は、東洋建設ホーム株式会社が発行する第10回少人数私募債に関する重要説明事項及び募集要項（以下「取引説明書」という。）を貴社の担当者から書面にて交付を受け、その記載内容を熟読し、貴社の担当者から口頭でも説明を受け、取引に関する仕組み、取引内容、リスク等について十分に了知しましたので、私（当社）の判断と責任において取引を行います。

2. 反社会勢力でないことの確約

私（法人の場合は当社。また口座名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）は、貴社に対し、以下に規定するいずれの者にも該当しないことを確約いたします。

1. 反社会的勢力（暴力団及びその準構成員・団体、その他犯罪組織）
2. 脱税、マネーロンダリング行為等を実施する個人又は団体
3. 先進7ヶ国の法律及び国際法上、又は公共国際機関が、カルト団体と指定されている団体、及び当該団体に属する個人
4. 被後見人・被保佐人・被補助人、又は精神薄弱、並びに医療機関において判断能力に疑義があると認定されている個人
5. その他疑わしき取引に該当する行為を実施する個人又は団体

確認及び確約日	令和 8 年 2 月 22 日
ご住所	愛知県春日井市牛久保町 2176-7 ネオスアイ 403 207
・個人の場合はご氏名 ・法人の場合は会社名 代表者氏名	後藤 真貴 

第10回少人数私募債における
申込者様の投資方針確認書

平成19年9月30日に金融商品取引法が施行され、投資性の高い金融商品を幅広く対象とする横断的な利用者保護法制の整備が行われました。同法の施行に伴い、申込者様にご確認頂きたい内容を以下に記しております。お手数をおかけして恐縮ですが、必ずご記入頂きますようお願い致します。

東洋建設ホーム株式会社（以下、「当社」といいます）では、申込者様のご意向と実情の理解に努め、申込者様に適した商品の勧誘を行って参りたいと考えております。なお、申込者様の投資方針と当社の勧誘方法が合致しない場合、お申込みをご遠慮頂く場合がございますのでご了承下さい。

以下の質問に全てご回答下さい（記入漏れがございますと受付できかねますので、ご注意下さい）。

・個人のお客様の場合

氏名 後藤 真貴

住所 愛知県春日井市牛久保 2176-7 ネットシティ 207

職業 公務員

生年月日 1977 年 7 月 5 日

・法人のお客様の場合

会社名

事業内容

代表者様の氏名

生年月日

※以下の当てはまる項目のチェックボックスに☑印を付けて下さい。

Q1：申込者様の現在の収入形態

☒ 給料収入

☐ 不動産収入

☐ 事業収入

☐ 年金

☐ 自営収入

☐ その他

☐ 利子配当収入

☐ なし

Q 2 : 申込者様の年収（1つ選択して下さい）

- | | |
|--|--|
| ☐ 0 円～200 万円未満 | ☐ 1, 000 万円～5, 000 万円未満 |
| ☐ 200 万円～500 万円未満 | ☐ 5, 000 万円～1 億円未満 |
| ☒ 500 万円～1, 000 万円未満 | ☐ 1 億円以上 |

Q 3 : 申込者様の金融資産総額（預貯金・有価証券等）

- | | |
|---|---|
| ☐ 0 円～200 万円未満 | ☒ 1, 000 万円～5, 000 万円未満 |
| ☐ 200 万円～500 万円未満 | ☐ 5, 000 万円～1 億円未満 |
| ☐ 500 万円～1, 000 万円未満 | ☐ 1 億円以上 |

Q 4 : 今までの投資経験（複数選択可）

- | | | |
|--|-------------------------------|---------------------------------|
| ☒ 投資経験なし | ☐ 公社債 | ☐ 私募債 |
| ☐ 投資信託 | ☐ 商品取引 | ☐ 投資用不動産 |
| ☐ 株式（信用・現物） | | |
| ☐ 外国為替証拠金取引（FX 取引） | | |
| ☐ C B（転換社債もしくは転換社債型新株予約権付き社債） | | |
| ☐ その他（内容をできる限り詳しくご記入下さい） | | |

Q 5 : 申込者様の本投資における目的（複数可）

☐安全性重視の運用

☐安全性重視を基本としつつ、一部を積極運用

☒余裕資金の運用

☐リスクを十分踏まえた積極運用

☐その他（内容をできる限り詳しくご記入下さい）

Q 6 : 社債は、以下のような金融商品であることを了承されていますか。

➤ 当社が実施する事業は、当社の業務又は財産の状況の変化を原因として、
損失（元本割れ）が生じるおそれがあること。

☒はい

☐いいえ

以上です。